



2年2月7日までの治療費として903,718円を支払ったことを確認する。

- (2) 県は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおり合計36,339,591円の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち■■■■■に対し16,593,750円
  - イ 原告相手方のうち■■■■■に対し18,508,341円（うち1,914,591円は原告相手方のうち■■■■■の人身損害に対する損害賠償）
  - ウ 原告相手方のうち■■■■■に対し1,237,500円
- (3) 被告相手方のうち■■■■■は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおり合計13,680,205円の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち■■■■■に対し6,453,124円
  - イ 原告相手方のうち■■■■■に対し6,745,832円（うち292,705円は原告相手方のうち■■■■■の人身損害に対する損害賠償）
  - ウ 原告相手方のうち■■■■■に対し481,249円
- (4) 被告相手方のうち■■■■■、■■■■■及び■■■■■は、原告相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、次のとおりそれぞれ合計4,560,068円（3者合計13,680,204円）の支払義務があることを認める。
- ア 原告相手方のうち■■■■■に対し2,151,042円
  - イ 原告相手方のうち■■■■■に対し2,248,609円（うち97,568円は原告相手方のうち■■■■■の人身損害に対する損害賠償）
  - ウ 原告相手方のうち■■■■■に対し160,417円
- (5) 県は、原告相手方に対し、(2)の金員合計36,339,591円（内訳：訴外亡■■■■■の死亡に対する損害賠償として33,187,500円、原告相手方のうち■■■■■の人身損害に対する損害賠償として1,914,591円、原告相手方のうち■■■■■の物損に対する損害賠償として1,237,500円）を令和4年11月17日限り、指定口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、県の負担とする。
- (6) 被告相手方は、原告相手方に対し、(3)及び(4)の金員合計27,360,409円（内訳：訴外亡■■■■■の死亡に対する損害賠償として25,812,500円、原告相手方のうち■■■■■の人身損害に対する損害賠償として585,409円、原告相手方のうち■■■■■の物損に対する損害賠償として962,500円）を令和4年11月17日限り、指定口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、被告相手方の負担とする。
- (7) 原告相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (8) 原告相手方、県及び被告相手方は、原告相手方と県及び被告相手方との間並びに県と被告相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことをそれぞれ相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 5 和解の理由

職務上の注意義務違反があったこと及び裁判官から和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和3年(ワ)第79号損害賠償請求事件について、裁判上の和解をしようとするものである。